

社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金実施要領

1 目的

知事は、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設や私立学校等の運営継続を図るため、県内の社会福祉施設等を運営する法人又は個人に対し、予算の定めるところより補助金を交付する。

2 事業実施主体

事業実施主体は別紙の支援対象を運営する法人又は個人とする。

3 補助対象経費

令和7年度の電気代・食材費等の高騰影響額（消費税及び地方消費税の額を除く。）

4 事業実施上の留意事項

他の補助制度により、現に上記3の補助対象経費の一部、又はその全部に対して補助を受けている場合は、その経費について本事業の補助対象経費から除外する。

附 則

この要領は、令和7年度2月補正予算から適用する。

(別紙)

社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金支援対象施設について

	対象施設	設置者	支援対象
幼児 ・ 保育	認可保育所（定員26人以上）、認定こども園（定員26人以上）、小規模保育事業所（定員13人以上）、事業所内保育事業所（定員13人以上）、私立幼稚園（施設型給付、定員26人以上）、病児保育施設	社会福祉法人等	○
	私立幼稚園（私学助成）、認可外保育施設	学校法人等	○
	地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ	社会福祉法人等	○
高齢	介護サービス事業所	社会福祉法人等	○
	軽費老人ホーム、養護老人ホーム	社会福祉法人等	○
	住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅	社会福祉法人等	×
	訪問看護ステーション	医療法人等	○
障がい	障害福祉サービス施設・事業所等、地域生活支援事業所等	社会福祉法人等	○
医療	病院（公立病院除く）、診療所、薬局、 施術所（鍼灸マッサージ・柔道整復）、助産所	医療法人等	○
私立	私立小学校、私立中学校、私立高校、 私立専修学校（休校等除く）、私立大学、短期大学	学校法人等	○
	各種学校（指定施設（准看、調理、製菓））	学校法人等	○
	各種学校（学校法人（公務員、日本語））	学校法人等	○
	各種学校（その他（自動車））	学校法人等	×
その他	こども食堂 （「おおいたこども食堂ネットワーク」に登録する団体に限る）	NPO法人、個人等	○
	救護施設	社会福祉法人	○
	授産施設	社会福祉法人	○
	フリースクール	NPO法人等	×
	国立大学法人 附属幼稚園・小学校等	国立大学	×